

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 工務課 (環境保全) (06-6615-7795)
処分担当名	同上
処分の名称	港湾環境整備負担金の徴収猶予
概要	港湾法に基づく港湾環境整備負担金は、負担対象事業者が災害を受けたときその他特別の事由があると認められるときは、負担金の徴収を猶予することがあります。負担金の徴収猶予を受けようとするときは、理由を記載した申請書により市長に申請しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市環境整備負担金条例 (昭和55年4月1日条例第29号) 第6条第3項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市環境整備負担金条例施行規則 (昭和55年4月1日規則第31号) 第4条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎負担対象事業者が次に該当する場合は、負担金の徴収を猶予することがあります。 (1) 災害を受けたとき (2) その他特別の事由があると認められるとき ○「特別の事由」とは、その事業につき著しい損失を受けたときなど、相当の理由により負担金を一時に納付できない状態にある事由をいいます。
標準処理期間	事実関係の認定に難易差があり、設定が困難
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 計画整備部 工務課 (環境保全)
提出時期	随時
提出方法	理由を記載した申請書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 工務課 (環境保全)
ホームページ	
備考	